

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	保健福祉課	検索番号	8-1
法令名	社会福祉法施行令	根拠条項	6-1	
許認可等	社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の変更の承認			
<p>(根拠規定)</p> <p>○社会福祉法施行令 (昭和33年6月27日政令第185号) (変更の承認又は届出)</p> <p>第六条 養成機関等の指定を受けた養成機関又は講習会 (以下「指定養成機関等」という。)の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地又は開催場所の都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定養成機関等の設置者又は実施者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地又は開催場所の都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○社会福祉主事養成機関等指定規則 (平成12年3月29日厚生省令第53号) (変更の承認及び届出を要する事項)</p> <p>第五条 養成機関の指定を受けた養成機関 (以下「指定養成機関」という。)に係る令第六条第一項 (令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、<u>前条第一項第五号に掲げる事項 (修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。)</u>及び同項第八号に掲げる事項とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 講習会の指定を受けた講習会 (以下「指定講習会」という。)に係る令第六条第一項 (令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、<u>前条第三項第一号に掲げる事項</u>とする。</p> <p>5 略 (指定の申請書の記載事項等)</p> <p>第四条 法第十九条第一項第二号の規定による養成機関の指定 (次条及び第七条において「養成機関の指定」という。)を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、設置者が法人 (地方公共団体を除く。)であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。</p> <p>一～四 略</p> <p><u>五 学則</u></p> <p>六～七 略</p> <p><u>八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</u></p> <p>九～十 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第十九条第一項第二号の規定による講習会の指定 (次条及び第七条において「講習会の指定」という。)を受けようとするときは、その実施者 (都道府県知事を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書とその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p><u>一 講習科目及び時間数</u></p> <p>二～七</p>				